

発電所構内の車両管理について

2015年5月25日
東京電力株式会社



東京電力

発電所構内の車両等について

- 通常の入構車に加え、構内から出せない構内専用車両がある。

2015年4月末現在

車両区分		使用区分	東電所有台数	企業所有台数
車両	普通車	構内・構外使用	82	※
		構内専用	91	450
	大型車	構内・構外使用	78	※
		構内専用	107	143
重機	自走式でない		117	0
	自走式	構内・構外使用	2	※
		構内専用建設車両	27	0

※ 企業所有車両で、日々構外より入構・出構している。
 なお、一日当たり平均約400～500台である。

入構車両の管理と整備状況について

- 構内へ入構する車両については、事前許可制により車両許可証を発行。
（許可証発行については、専用のシステムにて発行しているため、入構可能車両はデータ管理されている）
- 車両許可証配布時に、車検証原本を確認して配布。（構外を走行する車両であるため、点検がされていることを発行時に確認）
- 車両許可証の有効期限は、工事期間内（最大でも3年間）

構内専用車両及び建設用車両の管理について

●各企業に対して、2014年2月から構外へ出られない車両（構内専用車両）については永久抹消登録を実施し、赤ステッカー登録申請のお願いをしてきた。

- 構内専用車両のうち、ナンバーを永久抹消登録した車両については、「赤ステッカー」を貼付し、データ化し管理している。

		総数	赤ステッカー	
			有り	無し
当社	普通車	91	91	0
	大型車	107	55	52
企業	普通車	450	322	128
	大型車	143	75	68
合計		791	543	248



- 当社の大型車（赤ステッカー無し：52台）については、特殊車（消防車、散水車等）としてデータ管理しており、6月までにステッカーを貼付する予定
○企業の196台のうち103台は登録申請中の状況

- 構内専用建設用車両は、当社で全数データ化し管理されている。

点検整備管理表と「赤ステッカー」

2014年度 点検整備管理表

実施車両	会社	車名	点検完了日	完了 総台数
1F-269	東京電力	ウイングロード	6月18日	1
1F-270	東京電力	ウイングロード	6月18日	2
1F-12	東京電力	カペラ	6月19日	3
1F-156	東京電力	テラノ	6月20日	4
1F-271	東京電力	プロボックスバン		
1F-272	東京電力	プロボックスワゴン		
1F-268	東京電力	ADバン		
1F-267	東京電力	プロボックスワゴン		
1F-273	東京電力	シエンタ		
1F-21	東京電力	プロボックス		
1F-281	東京電力	レガシー		
1F-157	東京電力	テラノ		



構内専用車両の整備状況について

➤ 構内専用車両（普通車・大型車）の整備状況については、下表のとおり

- ・2014年6月から整備工場運用開始に伴い、各企業へ点検整備の依頼を行っている。
- ・普通車（178台）整備済み 大型車は9月から整備開始 各企業の車両も申請を受け整備している

2015年4月末現在

会社	車両	全台数	点検済台数	点検予定台数	点検内容
当社	普通車	91	91	0	当社委託先にて一括管理しており構内整備工場にて点検整備 1回/年
	大型車	107	0	107	構内整備工場の受入れ体制が整い次第（今年9月予定）、同工場にて点検整備
企業	普通車	450	87	53	当社委託先にて一括管理しており構内整備工場にて点検整備 1回/年
			59	1	構内駐車場にて整備士を呼び点検整備 1回/年
			13	9	構外へ搬出し車両整備工場にて点検整備 1回/年
			68	0	構内駐車場にて整備士による月例点検
			* 160	0	構内駐車場にて自社作業員にて日常点検、一部車両は加えて月例点検
	大型車	143	0	50	構内整備工場の受入れ体制が整い次第（今年9月予定）、同工場にて点検整備
			18	0	構内駐車場にて整備士を呼び点検整備 1回/年
			3	0	構外へ搬出し車両整備工場にて点検整備 1回/年
			17	0	構内駐車場にて整備士による月例点検
			* 55	0	構内駐車場にて自社作業員にて日常点検、一部車両は加えて月例点検
合計		791	571	220	

構内専用建設用車両の整備状況について

➤ 構内専用建設用車両の整備状況については、下表のとおり

2015年4月末現在

会社	重機	種別	全台数	点検済 台数	点検予 定台数	点検内容
当社	自走式で ない	クレーン	16	15	1	年次点検：構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づ く点検整備を実施 1回/年 性能検査：構内に検査官を呼び重機ヤードや各現場にて検査 1回 /2年
		バックホー、ブ ルドーザー等	101	98	3	構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づく点検整備 を実施 1回/年
	自走式	艀装部	27	26	1	構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づく点検整備 を実施 1回/年
		車両部		0	* 27	艀装部の点検時に点検（目視点検・動作確認等）を実施するが構外 整備工場を実施するような十分な点検整備が出来ていない状況

前回報告以降の車両の不具合について

- 前回報告【第15回現地調整会議（2014年11月）】以降に車両に関する不適合の状況を下記に示す。

件名	日付	車両種別	原因	当時点検分類
タンクローリーからの油漏れについて	2015 3/4	ナンバー有	タンクローリー作動油パッキン経年劣化による油漏れ	道路運送車両法
5/6号開閉所西側の火災発生について (ブレーキパット)	2015 3/21	構内専用	ブレーキを解除しないまま走行したため破損した。 ・パーキングブレーキ作動中に点灯する表示が不具合により点灯しない。 ・パーキングブレーキ作動中にシフトレバーをDレンジ（走行モード）にした時に鳴動する警告ブザーが鳴動しない時がある。	艀装部の点検時に点検（目視点検・動作確認等）を実施するが構外整備工場で実施するような十分な点検整備が出来ていない状況
構内給水車からの油漏れについて	2015 3/21	構内専用	給水車燃料タンク-エンジン間のホース経年劣化による燃料油（軽油）漏れ	構内駐車場にて自社作業員にて日常点検

今後の取り組み

- ▶ 構内専用車両の全台数のデータベース化と運用管理
 - 構内専用車両はすべて永久抹消し、「赤ステッカー」を貼付し、台帳管理により管理する（データベース化）
 - 点検整備（1回／年）実施の確認
 - ・ 構内整備工場利用は整備委託先にて台帳管理
 - ・ 企業が整備士を呼んで整備した車両は整備記録を確認し台帳取込
- ▶ 給油ルールの変更
 - 「赤ステッカー」の無い車両には給油を行わない
- ▶ 取引企業殿への説明会開催
 - 各企業の車両管理者との会議を開催し、車両管理・整備の必要性と整備工場の利用方法の説明（2015年6月）

課題について

今後、構内で車両整備する整備士の確保が課題となってくる。

- 2015年度の構内整備工場における現在の体制（整備士5人/日）で実施可能台数

普通車：364台，大型車：124台　合計488台

- 現在、構内車両整備工場では、地元2社で整備している。

- 今後、全ての構内専用車両（普通車：541台，大型車：250台　合計791台）を整備するには、プラス3～5人/日が必要

【参考】車両整備の現状（1）

▶当社保有の普通車の整備に関しては、現状の以下の取り組みを継続

①運行前点検の確実な実施

✓日々の作業開始前に使用者が運行前点検を実施

②定期点検の確実な実施

✓定期点検・・・12ヶ月法定点検相当の整備内容

（テスターを使用した車体確認（ブレーキの利き具合等），オイル，フィルタ交換，ブレーキ点検等）

③故障修理の実施

✓パンク修理，バッテリー交換，マフラー修理等

【②・③については、構内整備工場にて実施】



*当社所有の大型車の整備は、整備工場の受入環境が整い次第、整備を開始（2015年9月）

【参考】車両整備の現状（2）

▶当社が貸し出しを行っている重機（クレーン含む）整備に関しては、現状の取り組みに加え、今後以下の取り組みを実施し故障リスクの低減を図る。

①運行前点検の確実な実施

- ✓ 従来より使用者側で実施していた、日常並びに月例点検について、平成27年度より使用者側から点検記録の義務づけ貸し出し側においても点検状況の確認を行う。

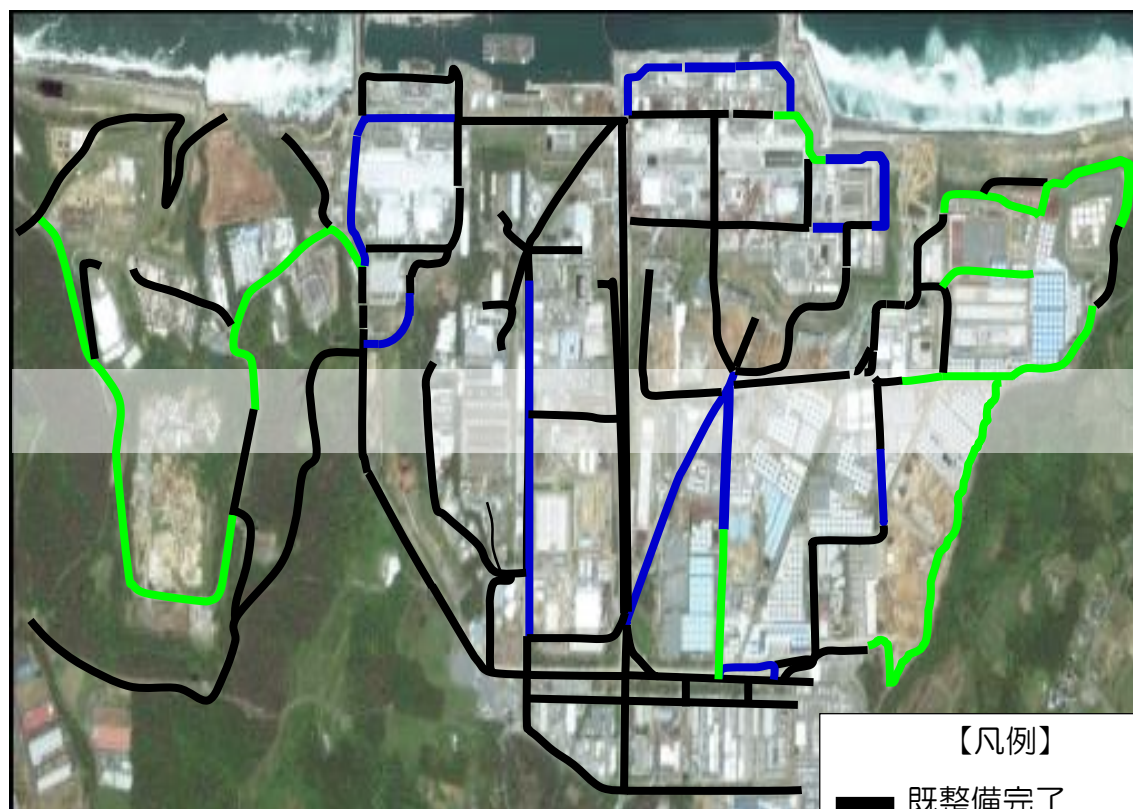
②定期点検の確実な実施

- ✓ 通常車検等の整備については私有地（構内）専用車両は法律上の制約を受けないことから、昨年度までは貸し出す前に整備を実施していたが、2015年度より自主的に構内外の整備場を使用し当社の責任において年次点検を実施し故障リスクの低減を図る。
- ✓ なお、整備場へ搬入困難な車両は、暫定処置として構内重機ヤード内に簡易ピットならびに洗浄設備等必要な設備を設置し、構内での点検の強化を図る。（2015年9月末日途）

【参考】路面整備の実施

現在実施している事項としては大きく以下の2点。

- a. 構内道路の整備（下図参照）
- b. 工事エリア内仮設道路の整備



提供：日本スペースイメージング(株)、©DigitalGlobe、2014年5月24日撮影

- 【凡例】
- 既整備完了
 - H27.4整備完了
 - H27.5以降整備予定

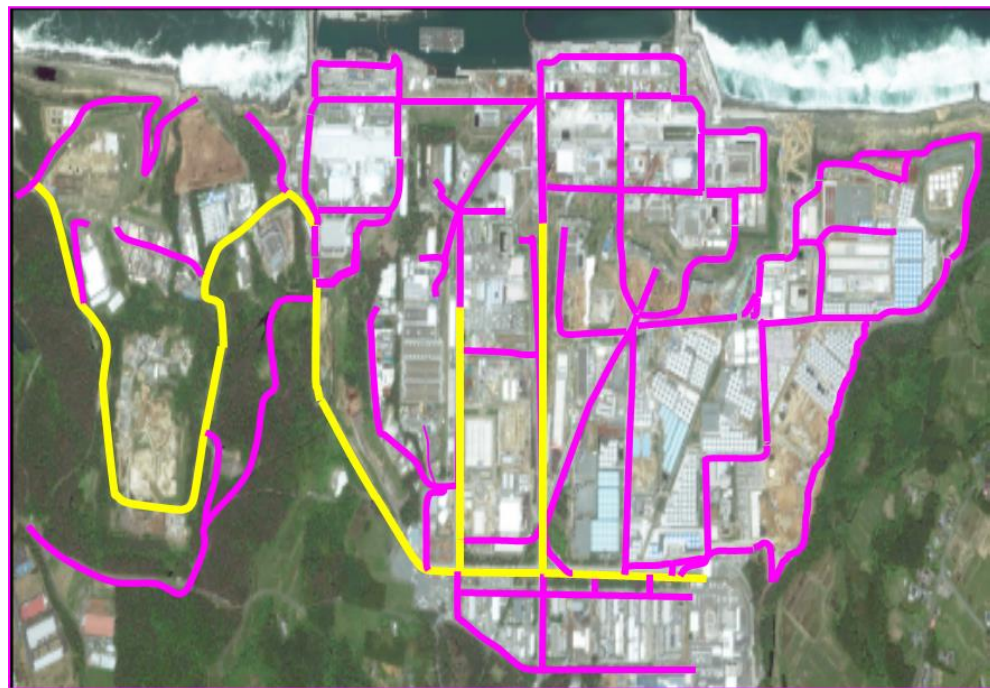
- a. 構内道路の整備については、左図の計画に沿って進めていく（あわせて構内パトロール（1回/月）を継続実施し、損傷箇所確認の際には、都度、即時補修を行う）
- b. 工事エリア内仮設道路の整備については、車両の出入りの多いタンクエリア等を重点的に補修を行う

【参考】安全運転の徹底（1 / 2）

現在実施している事項としては大きく以下の3点。

- a. 構内制限速度の明確化
- b. 構内パトロールの実施
- c. 指導強化

■:制限速度40km/h以下
■:制限速度20km/h以下



- a. 構内制限速度については、主要幹線道路は原則40km/h以下とし、**工事エリア近傍や坂道道路は20km/h以下とする**

工事エリア内については、原則**徐行**とする

*道路整備の進捗により、制限速度は適宜見直す。

【参考】安全運転の徹底（2／2）

- b. 構内パトロール等にて、車両の運転状況（速度遵守状況など）を確認していく
- c. 車両事故等を発生させた場合、原因と対策を報告して頂くなど、指導を強化し運転マナー向上をはかる

（具体的取組み）

- ペナルティの導入「危険運転者に対し、始末書の提出、悪質な場合には構内での車両運転禁止（原則1ヶ月）」（2015年2月より開始）
- 構内車両所有箇所の明確化

危険運転抑止のため、車両の所有者が一目で識別可能なよう社名入りステッカー等を貼付（現在、当社ステッカー手配中）

【参考】車両の法令要求

➤ 各車両の点検・整備に係る法令要求内容は下表のとおり。

車輛区分		ナンバー	法律名	法令要求内容
車輛	普通車	有	道路運送車両法	定期点検（1回／年）
		無	なし(*)	—
	大型車	有	道路運送車両法	8t以上(1回/3ヶ月) 8t未満(1回/6ヶ月)
		無	なし(*)	—
重機	艀装部 (クレーン)		安衛法（クレーン則等）	年次点検(1回／年) 性能検査(1回／2年)
	艀装部 (バックホー、ブルドーザー等)		労働安全衛生法	特定自主検査(1回／年)
	車両部	有	道路運送車両法	車両部：定期点検(1回／年)
		無	なし(*)	—

*：私有地（構内）専用車両は法律上の制約を受けないこと